

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」
2. 日時：令和2年10月1日(木) 13時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室(一部TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、上出安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他13名

東京電力(株) サイクル技術グループマネージャー

関西電力(株) 原子燃料部長 他3名

四国電力(株) サイクル技術グループリーダー 他1名

北陸電力(株) 原子力燃料技術チーム統括 課課長

九州電力(株) 原子力設備グループ 副長

5. 要旨

- (1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、令和2年9月25日の面談(※)を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ・申請対象設備の抽出に係る耐震クラスの記載について、適用する条文との関係性ととも、適用する評価内容が明確になるように整理しつつ、対象となる設備の抽出に漏れがないように、引き続き整理を進めること。
 - ・複数の機器が一体となって構成される設備については、構成要素の主たる目的を考慮して機種ごとに分類できるように整理すること。
 - ・技術基準規則の各条文に対する設計の考え方の整理において、設計方針と添付書類での評価項目との関係性が分かるようにすること。
 - ・水素掃気等の設計基準対象施設と重大事故等対処施設の双方に関連

する機能の仕様については、設定根拠に関する説明書等で相互の関係性が明確になるよう記載を検討すること。

- ・管継手に係る記載方針について、JIS規格に基づくものと、異材継手等のように特別に説明を必要とするものの取扱いを区別して整理すること。
- ・説明書類の区分の整理について、評価内容ごとに類型化して体系的に審査を進める必要があることから、これまでに整理されたとおり、評価内容に応じた区分とすること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認申請対象設備の抽出について」

「機種の設定の考え方について」

「搬送設備に対する技術基準要求事項から設工認申請書添付書類の評価項目の展開について」

「設工認作成要領に関するコメント回答について」

「設工認申請に向けた対応スケジュール」

※ 令和2年9月25日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」